

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について

＜令和5年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書（台東区内発生事例）＞

事例の概要等

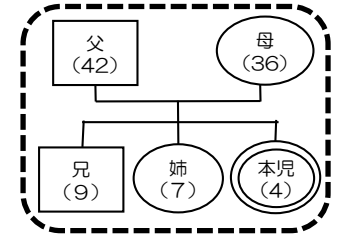
【事例の概要】

平成28年12月、父の育児不安や母の精神的不安定などを理由に子供家庭支援センターが受理。平成30年12月に子供家庭支援センターからの兄姉に対する援助要請を受け、児童相談所が精神的に不安定な母を特定妊婦として本児の出生前に受理した。

平成31年1月、本児出生。平成31年2月から児童福祉司指導を開始し、家庭訪問や来所面接により養育状況を確認していたが、同年3月に警察からの面前DVによる通告で本児、兄、姉を一時保護。

令和元年7月に兄姉、令和元年9月に本児の一時保護を解除。以降令和3年1月まで児童福祉司指導を行う。児童相談所の関与終了後は、子供家庭支援センター等が養育状況の確認を行う。本児の怪我について保育所から報告があった際は、子供家庭支援センターが状況等を確認の上指導をするとともに、児童相談所と情報共有をしていたが、令和5年3月13日、本児が救急搬送され、死亡が確認された。

【ジェノグラム（抜粋）】



主な課題と改善策

（1）児童相談所の対応について

対応・課題

児童福祉司指導中、兄姉の一時保護解除の際に本家庭と交わした約束事項の履行状況が変化していることを認識していたが、関係機関への確認や所属先での本児らの確認、また父母の弁護士への確認は行ったものの、改めて事実関係を直接父母に確認しなかった。また、約束事項が不履行となった場合の具体的な対応を決めていなかった。

児童福祉司指導解除後の進行管理の会議で、子供家庭支援センターから本児の傷あざについて口頭で報告されていたが、具体的に助言を求められていなかったことから、本ケースに対して踏み込まず、直接調査をしなかった。

改善策

保護者との約束事項が履行されない等、ケース状況に変化があった場合の各関係機関の対応については、起こり得る事態を想定した上で、情報連携や援助依頼等の具体的なポイントやタイミングを、各機関と事前にすり合わせ確認しておくことが必要。

子供家庭支援センターが担当するケースのうち、児童相談所が過去に関与していたケースについては、子供家庭支援センターからその後、ケースの状況に変化があった旨の報告を受けた際には、児童相談所が積極的にリスクの有無を判断すること。再アセスメントを行い、リスクが高いと判断した場合には、児童相談所が主担当機関となることも含め、実務者会議や進行管理会議に臨み検討することが必要。

（2）子供家庭支援センターの対応について

対応・課題

児童相談所の関与終了後、本家庭と交わした約束事項が履行されず、一時保護解除時点から家庭状況や父母の対応が変化していたにもかかわらず、その状況に対する本家庭への働きかけが不十分であり、再アセスメントの必要性を認識していなかった。そのため、組織として児童相談所へ援助要請を行うことができなかった。

保育所から、本児に受傷機転不明な傷あざがあり、虐待の疑いを感じさせる本児の発言について報告があったにもかかわらず、父への電話確認にとどまり、家庭訪問を行わなかった。また、保育所から、本児が眠ってしまい、起こそうとしてもなかなか起きない状況について報告があったにもかかわらず、迅速に本児の健康状態や保護者の状況確認を行わなかった。

改善策

児童相談所の関与が終了後、ケース状況に変化が起きた際は速やかに児童相談所に相談する等した上で、再アセスメントを行い、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し関係機関への情報共有及び、児童相談所への援助要請等を検討することが重要。

受傷機転が不明な傷あざがある場合や、虐待の疑いを感じさせる子どもの発言がある場合は、表情等をよく観察して子どもに丁寧にヒアリングを行うこと。また、子どもの健康上の問題が疑われる場合は、子どもの状態を直接確認すること。保護者への確認についても、家庭訪問等により直接接触して事実確認し、再アセスメントを行うべき。

(3) 保健機関の対応について

対応・課題
親族から本家庭のネグレクトが疑われる情報や、転居元自治体から保護者の精神状況や本家庭の養育状況の不安について情報提供を受けていたが、本児妊娠時の保健師による妊婦面接において保護者に直接確認できていない等、適切なアセスメントを行うための情報収集が不足していた。

改善策
親族や転居元自治体から、虐待・養育環境に関する懸念すべき情報を受け取った場合は、危機意識を持ち、面談や家庭訪問により直接保護者に対して家庭環境の把握も含めた事実確認を行うこと。また、支援を行う際には、得られた情報を基に、適切なアセスメントを行うことが必須。

(4) 保育所の対応について

対応・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・本児の衣服が臭う、おむつ交換がされていない不衛生な状態等のネグレクトの要素を把握していたが、こうした状況が日常的であったため、子供家庭支援センターへ随時連絡することはしていなかった。 ・本児が眠ってしまい起こそうとしてもなかなか起きない状況があり、本児の健康状態が心配であったため、子供家庭支援センターへ連絡したが、子供家庭支援センターは本児の様子を見に来るには至らなかった。

改善策
ネグレクトや心理的虐待も、身体的虐待と同様「虐待」に該当し、緊急性が高い事例も含まれるという認識を改めて持つこと。また、健康上の問題が疑われる場合も、危機感を持って保護者への確認をするとともに、児童相談所や子供家庭支援センターへの事態の深刻さを正確に情報提供し、相談を行うことが重要。

(5) 認可外保育施設の対応について

対応・課題
本児の衣服が臭うことや、長時間の預け入れや二重保育により家庭での生活時間が短い等から、生活が乱れていると感じていた。しかし、本児に傷あざがないこと、また、家庭の生活スタイルに口を挟むことによる利用者離れの懸念があり、保護者への確認や、子供家庭支援センターや児童相談所へ情報提供を行わなかった。

改善策
認可外保育施設においても、子どもの様子や家族の態度等から、ネグレクトを含む虐待等の不適切な養育が疑われる場合は、子どもの安心・安全の確保を最優先し、児童相談所や子供家庭支援センターと連携する等の体制をとること。

(6) 関係機関全体として

対応・課題
多くの支援機関が、母に直接関わることで、母と子どもとの関係性にアプローチすることができていなかった。
対象家族が、どのような支援を求めているかを丁寧に聞き取っていくことが十分にできていなかった。また、「保育施設で安全確認ができていたため安心」等の関係機関の先入観や経験則に基づいた対応をしてしまっていた。
各関係機関が、子どもが今どのような状況で、どのような思いを持っているかという視点が乏しく、その視点を共有して、アセスメントをしていくことができていなかった。特に、子どもへの心理的な影響についてアセスメントを深める必要があった。

改善策
支援機関対応が一方の親に偏り、もう一方の親とコンタクトが取りにくい場合であっても、様々なアプローチを試み、保護者の困りごとに寄り添う等関わり方の視点を変える工夫をし、家庭全体としてアセスメントを行うことが重要。
<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の預け入れや二重保育により家庭での生活時間が短い場合はネグレクトや心理的虐待を疑う問題意識を持ち、「保育施設に所属していれば安心」という先入観に捉われないことが重要。 ・各関係機関が、支援する側の先入観や経験則で判断せず、対象家庭の立場に立った支援を行うという基本的な姿勢へ立ち返ることが重要。
虐待かどうかという視点だけでなく、子どもが幸福かどうか、より良い状況にするにはどうしたら良いかというウェルビーイングの視点を持ち、子どもの意向を丁寧に確認する姿勢を持つべき。そして、関係機関全体で子どもの最善の利益を考慮し、生活環境の改善を図っていくことが必要。